

ジャンプ国内技術代表及びアシスタント技術代表規程

(趣旨)

第1条 この規程は、ジャンプ委員会規程第3条第5号に関する必要な事項を定める。

(責務)

第2条

技術代表及びアシスタント技術代表は、ジャンプ競技における競技会運営に対して専門的責任を負うものとし、競技の公平性を重視し大会運営を実行するため次の各号に掲げる事項を責務とする。

(1) 技術代表の責務

- ① 本連盟及びジャンプ部を代表し、円滑な競技会運営に責任をもつ。
- ② 競技会が ICR 規則に従って運営されていることを確認する。
- ③ 組織委員会を支援する。
- ④ 競技会の準備を監督する。
- ⑤ 公式記録と競技会の内容 (TD レポート) を本連盟に報告する。

(2) アシスタント技術代表の責務

- ① 技術代表の補佐役とし、円滑な競技会運営に責任をもつ。
- ② ジャンプ台の整備状況に責任を持ち、競技会の安全性を確保する。
- ③ チームリーダーと連絡を取り、円滑な競技会運営を行う。
- ④ 技術代表を補佐し、競技会の内容 (TD レポート) の作成を補佐する。

(受検資格)

第3条 技術代表の資格を得ようとするものは永年ジャンプ選手の育成に功績があった者又は役員として幅広い役割を経験していること、競技ルール及び大会運営の研究に努めた上、ジャンプ委員会で承認された者であり、次の各号のいずれかに当てはまる者であること。

- (1) FIS 技術代表資格所有者は SAJ 技術代表資格検定を免除する。
- (2) FIS 飛型審判員の資格を有していること。
- (3) SAJ-A 級飛型審判員を5年以上経験しており、過去3年以内に SAJ-A 級公認大会において競技委員長を経験していること。
- (4) 申請時に年齢が満60歳以下であること。

(申請)

第4条 候補者は下記により申請を行うものとする。

- (1) 申請書は候補者の所属スキー連盟を通じてジャンプ委員会委員長へ提出する。
- (2) 申請書は SAJ の所定のものを使用すること。

(トレーニング)

第5条 次の各号により実施するものとする。

- (1) トレーニング期間は、申請書を提出した時点から2年間とする。
- (2) トレーニング期間中、候補者は SAJ カレンダーに掲載のある国内大会の

競技会にアシスタント技術代表として割り当てることができる。割り当てはジャンプ委員会委員長によって承認されなければならない。

- (3) 候補者は、トレーニング期間中に少なくとも2回のSAJ技術代表研修会に参加しなければならない。
- (4) トレーニング期間中、候補者はいかなる費用の弁済を受ける権利はない。

(筆記試験)

第6条 次の各号により実施するものとする。

- (1) 筆記試験はSAJ技術代表研修会の期間中に行われ、ジャンプ委員会が指定した委員によって実施する。
- (2) 候補者が試験に合格しなかった場合、1年間の待機後に再度受検することができる。その場合、新たに申請する。
- (3) 2回目の試験で合格しなかった場合、ジャンプ委員会の承認によるのみ追加の試験を行うことができる。

(実技試験)

第7条 次の各号により実施するものとする。

- (1) 学科の試験に合格した後、実技試験を実施する。
- (2) 実技試験をする競技会は、ジャンプ委員会において決定する。
- (3) 実技試験は通常、SAJ-A級公認大会で実施する。
- (4) 候補者は正式にアシスタント技術代表として競技会に従事する。候補者は技術代表の管理監督のもと、アシスタント技術代表としての役割を実行しなければならない。
- (5) 実技試験の評価は現場の技術代表によってジャンプ委員会委員長に報告し委員長が合否を決定する。
- (6) 候補者が実技試験に合格しなかった場合はジャンプ委員会において追加の実技試験を検討する。

(シーズン終了後の評価)

第8条 各シーズンの終了後、技術代表及びアシスタント技術代表の行動または管理についてレポートを基にジャンプ委員会が次のとおり評価する。

- (1) 技術代表又はアシスタント技術代表の不正行為については、責任あるジュリーまたは競技会の責任者によってジャンプ委員会委員長に報告され、内容によってはジャンプ委員会によって注意、再受検、資格取り消し等が検討される。
- (2) 過去2年間、正当な理由なくSAJ技術代表研修会に参加しなかった場合、または、割り当てられた業務に従事しなかった場合は、その資格を喪失する。

(定年)

第9条 SAJ技術代表の資格は資格者の年齢が満70歳到達時に定年となる。ただし、ジャンプ委員会が認めた者については70歳を超えてもSAJ技術代表として活動することができる。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、競技本部理事会の議決による。

附 則

(経過措置)

- 1 本規程制定後2年間は、第3条第3号については、A級飛型審判員取得から5年以上経過し、過去3年以内にA級公認大会において技術代表及びアシスタント技術代表、または、各種競技会において競技委員長を経験した者とする。
- 2 本規程制定後2年間は、第3条第4号については、申請時に年齢が満67歳以下であることとする。

平成27年12月15日 改正

令和3年6月4日 改正